

千葉県中小企業融資損失てん補条例施行規則の一部改正について

1. 制度概要

中小企業信用保険法に基づき、千葉県信用保証協会が行う、中小企業者の金融機関からの借入れ（県制度融資に限る。）による債務の保証について、保証協会が受けた損失を県がてん補する。

損失てん補率は、条例において損失額の20%以内と規定し、基本契約書で資金に応じたてん補率を定めている。

なお、保証協会は、てん補金の交付後、中小企業者又はその保証人から債権を回収したときは、てん補率に応じて返還する。

また、協会が求償に係る債権を放棄等する際、及び、損失のてん補に係る債権を放棄する際は、知事の承認を得る必要がある。

2. 押印廃止の根拠

(1) 損失てん補に係る様式（第一号様式及び第三号様式）

- ①本規則が直接根拠とする千葉県中小企業融資損失てん補条例には押印を求める規定はなく、押印を求める根拠は当該規則の様式のみであること、
- ②本損失てん補金の交付先が千葉県信用保証協会であり、損失てん補契約の手続きにおいて、通常、手続きに伴う相手方との継続的なやり取りや添付書類等により本人確認が容易である、
以上のことから、様式における押印を廃止するものとする。
- ③登録されたEメールアドレスからの送付及び従前からの継続的なやり取りにおける本人確認により文書の真正性を担保する。

(2) 回収金の報告に係る様式（第五号様式）

- ①本規則が直接根拠とする千葉県中小企業融資損失てん補条例には押印を求める規定はなく、押印を求める根拠は当該規則の様式のみであること、
- ②回収金報告の実施主体が千葉県信用保証協会であり、報告の手続きにおいて、通常、手続きに伴う相手方との継続的なやり取りにより本人確認が容易である、
以上のことから、様式における押印を廃止するものとする。
- ③従前からの継続的なやり取りにおける本人確認により文書の真正性を担保する。

(3) 求償権放棄等に係る様式（第六号様式、第七号様式、第八号様式及び第八号様式の二）

- ①本規則が直接根拠とする千葉県制度融資損失てん補条例には押印を求める規定はなく、押印を求める根拠は当該規則の様式のみであること、
- ②求償権放棄等の実施主体が千葉県信用保証協会であり、放棄等の手続きにおいて、通常、手続きに伴う相手方との継続的なやり取りや添付書類等により本人確認が容易である、
以上のことから、様式における押印を廃止するものとする。
- ③従前からの継続的なやり取りにおける本人確認により文書の真正性を担保する。

(4) 損失てん補の債権放棄に係る様式（第九号様式）

- ①本規則が直接根拠とする千葉県制度融資損失てん補条例には押印を求める規定はなく、押印を必要とする根拠は当該規則の様式のみであること、
- ②損失のてん補に係る債権放棄の実施主体が千葉県信用保証協会であり、債権放棄の手続きにおいて、通常、手続きに伴う相手方との継続的なやり取りや添付書類等により本人確認が容易である、以上のことから、様式における押印を廃止するものとする。
- ③従前からの継続的なやり取りにおける本人確認により文書の真正性を担保する。

3. 改正の内容

別記第一号様式、第三号様式、第五号様式、第六号様式、第七号様式、第八号様式、第八号様式の二及び第九号様式から㊟を削る。

また、第三条第二項における「損失てん補承諾書」を「中小企業融資損失てん補承諾書」に改める。

4. 施行日

令和4年3月1日